

議案第三四号

財産区財産の処分について

左記のとおり財産区財産を処分するものとする。

記

処分の場所	面積	樹種	伐採石数	樹令	処分目的等	備考
三朝町大字柿谷字松谷七田の一	三三町五反三畝一〇歩	まひのつき	一五〇〇石	三四年生	林道新設資金	旭財産区
三朝町大字河室字高田八三三二	一二町五反二畝二〇歩	ま	二〇〇〇石	同右	造林資金	同右

昭和三十五年五月六日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十五年五月六日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

鳥取県 東伯郡 三朝町 議會議長 加藤幸太郎 印



昭和三十五年五月四日

旭財産区管理会々長 本田 幸三

三朝町長 坂出 雅巳 殿

財産区財産処分について

昭和三十五年五月四日付旭総町第二五五号により同意を求められた財産処分については、次の理由により同意することを決定しました。

記

理由

- 一 大字楠谷字松谷七四ノ一の立木処分については林道開設に補修資金充為のため
- 二 大字小河内字息地倉奥三八三ノ一の立木処分については造林資金充為のため